

# 福島県環境審議会議事録

(平成18年2月6日)

司会（小檜山生活環境部企画主幹）

ただ今から、福島県環境審議会を開会いたします。  
はじめに、生活環境部長よりごあいさつ申し上げます。

（生活環境部長あいさつ）

司会（小檜山企画主幹）

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第7条第3項に基づく定足数に達しておりますので、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、同条例第7条第2項に基づきまして、中村会長に議長をお願いすることにいたします。

中村会長

委員の皆様方には、公私ともにお忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。福島県の恵み豊かな環境をいかに将来の世代に引き継ぐか、福島県環境審議会の使命は益々大きくなっているものと考えております。

さて、今ほど根本部長からお話ありましたように、昨年5月26日に知事から諮問がありました「福島県循環型社会形成推進計画」につきましては、これまで部会は5回にわたり、さらに全体会が2回開催されますとともに、広く県民意見募集もなされまして、事務局の方には多大なご労苦をいただきながら、中井部会長を始め第1部会の委員の方には長時間のご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。本日は1月31日に第1部会でご審議いただいた答申案についてご審議いただきますが、おかげさまを以て非常に完成度の高い内容と認識しておりますので、本審議会での委員の皆様幅広いご議論をいただいて答申案といたしたいのでご協力をお願いしたいと思います。

その他、事務局からの報告事項等もあるようですので、委員の皆様方には、活発なご議論、積極的なご意見、建設的なご提言、ご協力をよろしく願いいたします。

それでは、はじめに、議事録署名人を選出いたします。  
私の方から指名することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

中村会長

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議事録署名人として、大越則恵（おおこし のりえ）委員と、羽田博子（はねだ ひろこ）委員を指名いたします。よろしくお祈りいたします。

それでは審議に入ります。まず、議事（1）の「福島県循環型社会形成推進計画」（答申案）についてでございますが、第1部会でとりまとめた内容につきまして、中井部会長からご報告をお願いいたします。

中井第1部会長

それでは、第1部会審議の結果についてご報告いたします。

まず、資料1-1と1-2がございますが、資料1-2の方からご覧いただきたいと思っております。先ほど会長から説明ありましたように、5月26日に環境審議会の全体会で推進計画の諮問がございましたが、全体会関係ではその後9月26日に中間取りまとめを行いました。従いまして、今回はその後の経過についてご説明いたします。中間取りまとめ後に10月12日～11月11日まで、パブリックコメントを実施しております。同様に、11月一杯まで関係団体に「50の実践」の提案募集を行っております。それらを取りまとめまして、12月の末に第1部会が開かれ、そこでも多くの意見をいただきました。「50の実践」等についてもいろいろな提案をいただきまして、1月31日に答申案を取りまとめるための第1部会を開催いたしました。そこでもまた多くの意見をいただきまして、最終的には3点ほど大きな修正をいたしました。そのうち2点は部会長一任ということで取りまとめ、本日の答申案という形になっております。

本日は最終的な答申案の取りまとめでございますが、すべて説明いたしますと時間の関係で説明し切れませんので、9月の中間取りまとめ以降に大きく内容が変わった点及び先週の第1部会で出された箇所での修正を加えた点、それと「もったいない50の実践」と「数値目標」のあたりを中心にご報告させていただきたいと思っております。

それでは、資料1-1をご覧くださいと思います。まず、4ページのところのコラムを整理させていただいております。「4R」、「5R」のコラムの紹介を入れております。次に、5ページのコラムでは、昨年7月に実施しました小・中・高校生への「もったいない」に関するアンケート調査について、記述を追加しております。続いて、6ページの「森林の保全、整備等」のところでは、具体的な施策の2つ目で人工林の保全に関する記述を強調する形で補足しております。それから、12ページについては、具体的な施策の記述を循環型社会形成に関する個別法に基づく表記に修正しております。次の13ページのコラムにつきましては、前回の部会でありました意見に基づきまして、ゼロエミッションの取組みについて「推進モデル」に関する記述を入れるということで、前回のものと下半分の差し替えをしております。あと14ページののところでは、4行目に個別法である「グリーン購入法」の記述を追加しています。次に18ページに移りまして、今回の計画の大きな特徴の1つだと思っておりますが、「(3)心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換～「もったいない」の心が生きている社会を目指して～」のところでは、ここも前回の第1部会で意見が出まして、4行目から8行目のところで文章を2つに区切りまして、環境教育や心の豊かさをそれぞれ強調したような形に変更しております。それから、22ページですが、「(1)県民の役割」の中で「環境にやさしい物品等の購入(グリーン購入)」という記述の統一を図りまして、22、23、24ページの方では「グリーン購入」という記述にしております。以上が推進計画の本文に関する部分でございます。

次に、別表関係の説明に移ります。まず、28～29ページの別表1「もったいない50の実践」についてでございます。これについては先ほど申し上げましたように、11月まで県民意見の公募等を行っております。29ページの1番下の 印にありますように、県民から353件の提案をいただきまして、その中から50項目を選定したのですが、

この 印の文章を入れまして、この50の実践がどういった形でとりまとめられたものか分かるようにしております。また、なお書きにもありますように、一人ひとりが自発的な行動を起こす動機付けとして例示するものということも示しております。それで、当初はかなり多かった項目を「水」とか「電気・燃料」という区分で50という数に絞り込んでおります。これについては、50にしてはこれが足りないとか余分だという意見があるところかもしれませんが、とりあえず50という項目に絞らせていただいた上でこのようになったということをご理解いただければありがたいと思います。なお、前回の部会で議論ありましたところで、「食器等」の区分については、最終的には「できるだけマイはしを使いましょう。」としましたのでご了承いただきたいと思います。また、「買い物」の区分で、詰め替え品は洗剤やシャンプーだけではないということで、「洗剤やシャンプーなどは」という表現でその他の物も読めるようにしております。後は、「車」の区分の順序を1つ目と2つ目で入れ換えております。なお、この50の実践例はそれぞれの区分ごとに項目が並んでおりますが、1番上にあるものが優先されるというものではないのですが、読み方によってはそういう印象も与えるということで順番を入れ替えたものです。

続きまして、30～31ページの別表2「数値目標」でございます。現況は平成16年度、目標は平成22年度ということで、それぞれの項目について数値が示されております。この数値についても部会の意見に基づき一部修正したのもございます。なお、県の長期計画「うつくしま21」について見直し中であるということで、22年度の数値が今後若干変わる可能性があるということで、31ページの欄外にその旨の断り書きを書いております。

最後に32ページですが、これも今回参考資料としてとりまとめられたもので、「福島県における物質フローの現状」ということで、重量ベースでの物質の流れというものを表しております。これも、前回の部会で若干指摘あった点について修正を加えております。

以上、取り急ぎでしたが、部会の報告といたしまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

中村会長

ありがとうございました。答申案作成までのいろいろなご苦労があったと思いますが、部会長には感謝申し上げます。

さて、全体会としましてただいま報告いただいた答申案について審議させていただきます。範囲が広いので、少しずつ区切りながら意見をいただきたいと思います。

まず、最初に1ページから5ページの「もったいない」のコラムのところまででご意見ございますでしょうか。

(特になし)

中村会長

それでは、次に5ページの「6 施策の展開」から10ページまでのところでご意見ございますでしょうか。

新妻委員

6ページの「森林の保全、整備等」の具体的な施策の3つ目についてですが、病害虫の防除のために有機りん系の農薬をかなり広範囲にまいて、福島県は松食い虫の防除を実施しているんですね。農業の方では持続性の高い農業をやるということで、化学農薬の使用の低減を打ち出しているのに、農地より広範な面積の森林において有機りん系の農薬を使うということに対しては、何とかならないのかなと思います。

松川浦でも松食い虫防除のために空中散布をやっていたのですが、何度も申し入れをして3分の1くらいに減らしてもらったので、人工的にできる他のものに変えてきてもらっているんですね。そういう努力をするような1文を入れてもらえるようにはならないのかということなんです。すぐこうしますというのは、予算的にとかなかなか難しいとも思いますので、方向性としてなるべく環境に負荷のかからないような防除方法にしたいとかの文章にならないか検討していただきたいと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

その件につきましては、表現の上では直接的には出てこないように読めますけれども、「健全な森林の整備」あるいは「森林とのふれあい」といった箇所にそういう意味も込めて書いているということをご理解いただければと思いますが、もっと具体的にということであれば、私たちどもで検討させていただきたいと思います。

新妻委員

森林担当部局との調整も必要だと思いますが、方向性はここで示せた方がいいと思いますので、ぜひ具体的な1文を入れていただきたいと思います。

中村会長

それでは、そういう方向で調整するということによろしいでしょうか。細かい文面につきましては、部会長と私の方に一任いただくということによろしいですか。

はい、それでは他にございますでしょうか。

（特になし）

以下、資料1-1に基づいて、11～17ページ、18～19ページ、20ページ、21～26ページ、27ページと区切って意見を伺うが、委員からの意見はなし。

中村会長

では、28～29ページの別表1「もったいない50の実践」について、何かご意見ございますでしょうか。これは、中井部会長からも報告ありましたように、29ページに説明がありまして、県民の自発的な行動の動機付けとして例示するもので、これ以外の項目についても施策推進の中で必要に応じて活用していくという考えであります。

新妻委員

「もったいない」というよりは、環境のためにいいことをしましょうというような項目があるな、はたしてこれは「もったいない」なのかなという気がしました。

中村会長

そういう部分もありますが、そのへんは非常に微妙なところもございますので、50の実践にはそういう含みもあるということでご了解いただけますでしょうか。

では、次に30～31ページの別表2「数値目標」でございますが、ここのところはいかがでしょう。

福島委員

30ページの1番下の「県内の環境マネジメントシステム認証取得事業所数」というのはISO14001のことでしょうか。

事務局（斎藤環境活動推進グループ参事）

ここでいっておりますのは、ISO14001と環境省が主導的に取り組んでおりますエコアクション21の2つを含んだ数字でございます。

福島委員

もしISO14001だけであればここに括弧書きをしてもらったほうがいいかと思っただのですが、2つ含んでいるのであればこのままで結構です。

中村会長

他に別表2に関しましてはよろしいでしょうか。

では、32ページに参考資料として「福島県における物質フローの現状」がございますが、何かの時に参考にしていただきたいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、最後に全体にわたりまして何かございますでしょうか。

長澤委員

この答申案には目次を付けるのでしょうか。目次があった方が分かりやすいと思うのですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

事務局の方では考えていなかったのですが、必要があれば付けるようにいたします。

中村会長

目次は付ける方向でお願いしたいと思います。

須藤委員

前回の部会の時に26ページの産学民官の連携の事例を浜通り以外で探してみますとい

うことだったのですが、この他に連携の事例はあったのでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

ご意見を受けて私の方で調べておりますが、時間が少なくて十分な調査ができておりません。今後、正式な計画策定までにはもう少し調べまして、いい事例があればお示しいたいと思いますので、あらかじめご了解いただければと思います。

中村会長

それでは、先ほど新妻委員からありました6ページのところの修正につきましてご一任いただくということになりましたが、全体といたしまして審議会からの知事への答申としてはこれを元にとりまとめたいと思います。答申書の作成については部会長と私にご一任いただくということで、答申をまとめたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員

異議なし

中村会長

はい、ありがとうございます。それでは議事の1番の、福島県循環型社会形成推進計画の審議につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございます。

次に、議事の2その他についてでありますけれども、事務局より2つの報告事項等がございます。まず、最初に、福島県産業廃棄物税充当事業等につきまして事務局よりお願いいたします。

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

それでは、資料の2をご覧くださいと思います。平成18年度産業廃棄物税施策体系別充当事業一覧という資料ですが、事業の説明に入ります前に、この事業を構築するまでの経過について若干説明いたします。

まず、産業廃棄物税でございますが、平成17年2月の議会で議決をいただきまして、総務省に協議をしておりましたが、平成17年7月6日付けで総務大臣の同意を得まして、平成18年4月より施行することとなっております。

さらに、事業の構築についての考え方ですが、新規事業を原則といたしまして、既存事業につきましては大幅な見直しを行いながら充実強化を図る観点から事業の構築しております。また、事業につきましては、生活環境部だけでなく関係各部等にも事業の構築について検討依頼をいたしております。さらに、あわせて、福島県産業廃棄物協会、再生資源商工組合等関係する経済団体等の皆さんにもお集まりをいただきましてご意見等いただきながらこの事業を最終的に構築したところです。

それでは、県の事業とあわせて交付金事業について説明いたします。県の事業と中核市に対する交付金事業、あわせて2億4280万余の事業となっております。

まず、県の事業につきましては、大きくわけまして2つございます。1つは、「産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による減量」、2つめは「適正な処理の促進」でございま

す。まず、「産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による減量」の事業についてであります。1つめの事業の「産業廃棄物抑制及び再生利用技術開発支援事業」ですが、これは、商工労働部の事業で、県内の製造事業者の方を対象としまして、産業廃棄物を抑制する製造技術や再生利用が進んでいない産業廃棄物の再利用を図るための開発に関する補助事業となっております。3年で実用化を目指す事業でございます。2つめの、「産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業」ですが、排出事業者が排出抑制等を目的とした先進性のある施設、あるいは設備を整備するための補助事業でございます。次の、「エコ・リサイクル製品等使用拡大支援事業」ですが、現在県におきまして41のエコ・リサイクル製品の認定をしておりますが、これら認定品の一層の販路拡大を図るために、関係事業者の方々によるプレゼンテーション事業、あるいは、生産・販売・購入者等の方が一同に会しまして交流・連携を図るための事業を計画しております。

次に、「適正な処理の促進」ですが、まず、「産業廃棄物業者情報提供環境整備事業」につきましては、産業廃棄物業者の許可情報を一元管理するデータベースを構築し、排出事業者の方々々が許可情報にアクセスすることにより、より適正な処理をしていただくための環境を整備する事業です。2つめの、「産業廃棄物関係環境教育推進事業」ですが、これは、循環型社会の推進に向けまして、実際に廃棄物の現状を見ていただくための親子見学会を想定しております。子供のころから環境問題に関心をもってもらいながら、循環型社会に対する理解を深めてもらおうという事業でありまして、あわせて、県内の小学校4年生全員に配布できるようにパンフレット約2万2千部を作成する事業となっております。次に、「不法投棄防止総合対策事業」についてですが、不法投棄につきましては、未然防止対策の強化、早期発見体制の充実、さらには拡大防止の3つの観点から総合的な防止対策を図るために、ここに記載の5つの事業（産業廃棄物不法投棄監視員設置、監視カメラ設置、不法投棄防止啓発、不法投棄監視業務委託、産業廃棄物適正処理監視指導員設置）を構築しております。これらの事業は、相互に関連性を持たせながら総合的に不法投棄対策を実施しようとするものです。4つめの、「産業廃棄物優良処理業者等育成支援事業」でございますが、メニューとしては2つございます。産業廃棄物優良処理業者育成事業は、国で評価制度が創設されておりますので、参加を目指す処理業者の方々の支援ということで、具体的には、アドバイザー派遣等を想定した事業です。といたしまして産業廃棄物適正処理実用化支援事業ですが、これは電子マネー等を活用したモデル事業で、具体的には医療廃棄物等を対象とした事業を考えております。次に、「産業廃棄物排出処理状況確認調査事業」ですが、これは記載のとおり、産業廃棄物税が導入された効果の検証、あるいは、廃棄物処理計画の進行管理のために、排出から最終処分までの過程について調査するものです。

次に、「産業廃棄物税交付事業」でございますが、郡山市といわき市の中核市に対しまして交付金を交付するという事業です。中核市におきましても、県と同様の考え方で事業を構築することとなりますが、特に、技術開発、あるいは設備の整備等、環境教育といった事業は、中核市も含めて全県的に県の事業として実施しますが、不法投棄対策、あるいは処理業者の育成といった事業につきましては、同じ産業廃棄物行政を行う中核市においても実施してもらうために、2千5百万の交付金を交付するものです。

以上です。



中村会長

ありがとうございます。ただいま、福島県産業廃棄物税充当事業等につきましてのご説明がございました。この件につきましてご質問等ございましたらお伺いしたいと思います。

畠山委員

感想なんです、適正な処理の促進の予算額の比率のことですが、不法投棄の総合対策事業と優良事業者等育成支援事業、この事業費を比べますと7：1なんですね。いわゆる不法投棄対策という「ムチ」7に対して、育成支援という「アメ」が1ということで、ちょっと不法投棄対策の比率が大きすぎるのではないかと感じるのですが。いろいろと難しい面はあると思うのですが・・・以上感想です。

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

今、説明いたしましたのは、あくまで平成18年度の事業でございます。産業廃棄物税のスタート年次として考えた事業でありまして、今後、5年間（5年スパン）で見直しを考えております。とりあえずスタート年次は、このようなかたちで事業を実施させていただくということで御了承いただきたいと思っております。

畠山委員

承知しました。

鈴木安利委員

内容に対する質問ではないのですが、今年の4月からはじまるということで、間近に迫ったわけですが、この税額を得るためには、排出事業者・納税義務者に理解していただき税金を納めていただかないと難しいと思います。これから、行政の方をお願いなのですが、排出事業者の方々にもメリットがあるというPRを4月の施行に向けて強くお願いしたいと思います。きちんとPRしていただかないと、徴税義務者が困ることになるのではないかと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局（河津産業廃棄物対策グループ参事）

たしかに、PR不足というところもあるので、これから4月に向けて積極的にPRしていきたいと思っております。

長澤委員

「支援事業」といういわゆる補助事業が3つありますが、補助金の申請時にはその審査を厳しくした制度にさせていただきたいと思っております。利用技術の開発支援等については、企業にとってうまい・乗りやすい補助金です。こういった補助は実際中身がともなっていないという場合もあるので審査は厳しくして、また、事業の追跡をするという厳しい体制で臨んでいただきたい。

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

商工労働部の産業創出グループが計画している事業でございますが、これについては、3年スパンで成果を生み出すことを目的にした事業ですが、初年度は県内各事業所に公募をかけまして、そのなかから3、4事業に絞り込みを行います。その際、専門家による検討を行い、事業の調査や実現可能性について厳しい審査をしたうえで翌年度以降補助金がもらえる仕組みとなっております。なお、担当グループにも委員から意見あった旨伝えま

事務局（河津産業廃棄物対策グループ参事）

産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業ですが、これにつきましては審査会を設けて適正に審査することとしております。

紺野委員

商工業を代表して、私どもは産業廃棄物税には反対であったのですが、この産業廃棄物税の税収は産業廃棄物関連事業に全て使っていただくということで納得しました。この事業費を見てもみますと2億4千万ということで、私どもが予想した税収より少額となっているのですが、この理由をお聞かせください。

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

産業廃棄物税につきましては、これまので実績から試算しますと、年度を通じて約5億の税収ということとなりますが、産業廃棄物税は4半期ごとの申告・納付となっております。平成18年度の第4四半期分が翌年度の収入となることから、来年度の税収につきましては3億7千3百万を見込んでおります。事業費は先ほど説明しましたとおり、約2億4千万ですが、産業廃棄物税が導入されることによって、事業者の方にインセンティブ効果が働き、節税に関する意識が生まれることを考慮しまして、先ほどの見込み額に対して約3割減の支出予算を組んでおります。なお、産業廃棄物税につきましては、この2月議会で基金を創設する条例案を提出する予定でありまして、この基金のなかで透明性を確保しながら運用していくという考えでございます。

新妻委員

先ほど、事務局の方がおっしゃっていたのですが、平成18年度が初年度ということなのですが、5年でこの9事業は見直すということなのでしょうか。何年継続されるのでしょうか。

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

それぞれの事業につきましては、県の事業評価のシステムの重点施策体系のなかにぶら下がる事業については毎年評価の対象となります。基本的にこれらの事業については3年スパンで事業の構築をしており、毎年度評価を行うこととなりますので、その評価の段階で必要性の有無の判断をしていくこととなります。

#### 引地委員

畠山委員がいわれたように、不法投棄の防止対策の割合が多いように思います。この税の目的は、排出事業者が適正処理できるようにという税だっただけだと思うのですが。ですから、いかにして廃棄物の量を減らしていくかとういことに重点をおいて支援していくということが目的。そういう意味で、監視カメラの設置という事業がありますが、不法投棄等はかなり広範囲になるので、むしろ監視員に協力してもらおうとか NPO とかいろいろな人に協力してもらおうとかいうほうが大切なのかなと思うのですが。どちらかという、やはり排出量の多い事業者にいろいろ再資源化するか、あるいは減量化するかそういう助成をするとういことに重きをおくのが大切だと思います。初年度なので不法投棄対策に重きがおかれるのはしょうがないかなとは思いますが、もう少し減らしてほかの事業にまわしてもよいのかなという気がします。

#### 事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

おっしゃるように、県全体の事業の割合で見ますと、排出事業者の方々への応益性のある事業は約48%、不法投棄の未然防止の事業が約44%程度で、たしかに不法投棄防止対策事業の割合が高くなっております。先ほども説明しましたとおり、平成18年度は税導入初年度ということもございまして、税を導入した結果、不法投棄が増えるということがないように総合的に防止対策を実施することとしたところでありますので、御了承いただきたいと思っております。

#### 長澤委員

今の事務局の回答に感想があるのですが、県のクリーンふくしまという作戦が各地区でありますよね。この前たまたま、参加したのですが、この不法投棄防止対策・不法投棄廃棄物の撤去にはいかにお金がかかるかということをつくづく思いました。つまり、地元の収集運搬業者さんたちを一同に集めて、建設業界さんやいろいろなところから人的協力を得てやるわけなんです。我々もボランティアでいきますが、警察官もきていただいて大がかりな対策を実施していますので、全県的な不法投棄対策にはこれくらいのお金がかかってしまうかなと思います。

#### 中村委員

それでは、時間もございまして、福島県産業廃棄物税充当事業等につきましてはよろしいでしょうか。

続きまして、「福島県地球温暖化対策推進計画について」、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（斎藤環境活動推進グループ参事）

（資料3により説明）

#### 中村会長

ただいま、福島県地球温暖化対策推進計画の案につきまして説明ありました。最初に、

第1章「計画の概要」から13頁の「温暖化の現状」までの御意見御質問等、お願いします。

堀金委員

「1 計画改定の背景と目的」の記述について、県の8%削減目標は、日本の温室効果ガス排出量が世界で第4位という流れがあるので、16行目以降をそれがわかるように修正してほしいと思います。

あと、28行目の「(地球環境の保全に)貢献していきます。」の意味がわからないので、わかるようにしてほしいです。

中村会長

計画の内容のところ、あるいは要件のようなところを事務局お願いします。

事務局(斎藤環境活動推進グループ参事)

説明が若干足りない部分があったと思うので、修正したいと思います。

中村会長

ありがとうございました。ほかにないでしょうか。

後藤委員

「地球温暖化をめぐる現状」(第2章)の整理として、県内の平均気温の変化を載せてほしいと思います。

また、13頁図表2-10の県の施策で、今回の計画名に「防止」と「地域」がついていて、表紙の名称と異なります。「防止」が抜けたのは、対策を強化するという今回改定の趣旨と逆行しているように思えるのですが。

事務局(斎藤環境活動推進グループ参事)

ひとつめなんですが、県内の平均気温的なものはありますので、考えます。

名称については整合性を図ります。

大越委員

「県」としての計画を作るので、「防止」の文言を入れた方がよいと思います。記述のあちこちに「防止」の文字がなくなっているのが気になりました。

事務局(斎藤環境活動推進グループ参事)

意識して「防止」の文字を抜いたわけではありませんが、温暖化の「防止」と「適応」があるので、「防止」を使うべきところは使うよう整理します。計画の名称も検討します。

福島委員

基準年度比8%削減することの根拠がわかりません。国は6%なのに。

それと、別表の指標・目標を達成すれば8%削減ができるものなのではないでしょうか。

事務局（斎藤環境活動推進グループ参事）

平成10年度に策定した計画の削減目標は、積極的に県としての姿勢を示すため国よりも高い目標としました。現在、8%削減の目標は非常に厳しいものですが、後退させることのないようにしたいし、森林による吸収量も考えて削減量を算出した結果でもあります。

別表の指標・目標の件については、別表の指標だけで目標を達成できるものではありません。温暖化対策につながる取組みを掲げたものです。

畠山委員

歴史上未曾有の大問題への対処に人知が及んでいないと感じます。前計画で目標達成できなかったことを素直に書けばよいのではないのでしょうか。

中村会長

福島県の環境に関する先進性といったものを、出したものをというところでもよろしいでしょうか。

引地委員

4頁にいろいろな温室効果ガスが書いてありますが、二酸化炭素以外の地球温暖化係数が高いので、それらのガスにどう対処していくか記述すべきであると考えます。

中村会長

事務局お願いします。

事務局（斎藤環境活動推進グループ参事）

書き方を工夫したいと思います。

中村会長

13頁までで、なにかございますか。

堀金委員

12頁に「アジェンダ21ふくしま」の記述がでています。これにより各地方からの取組みを行っていくことになっていたと思いますが、その取組みの効果はどうなっているのでしょうか。

事務局（斎藤環境活動推進グループ参事）

うつくしま環境パートナーシップ会議をつくり、各地方にもつくりましたが、10年たつて若干マンネリ化がでています。全体会では温暖化対策を取り上げています。

畠山委員

5頁の図表 2-3 はわかりやすいけれど、絶対量の考え方であって、地球上で使われている量を考慮した全体量がわかりません。絶対量との比較を載せるべきだと思います。

事務局（斎藤環境活動推進グループ参事）

全体量のデータはあるが、わかりやすくするため二酸化炭素と比較したものを載せました。掲載の仕方を検討します。

岡崎委員

福島委員に対する答えとして、8%削減の根拠を示してほしいと思いますが。

事務局（斎藤環境活動推進グループ参事）

当初の目標を継続して努力目標とし、中身は、二酸化炭素はプラス 1.8%で、その他で削減したいと考えています。表現の仕方は検討します。

畠山委員

サステナブルを目指すならこの辺の目標値が妥当で、本来はもっと上でなければならぬものだと思います。目標はこれでよいのではないのでしょうか。

中村会長

事務局のほうもよろしくお願いします。循環型社会形成、廃棄物処理、温暖化にしても非常に身近な問題であります。この問題を身近なところから、心がけていくと、場合によっては我慢や、経済成長という右肩上がりの持続可能な経済を成長をさせるかということと難しいところはあります。

それでは、時間の方もございますので、御意見についてはペーパーで提出いただきたいと思えます。13日の審議会で検討していただくこともできますので、よろしく申し上げます。

事務局・皆様の方から、他に何かございますでしょうか。

福島委員

循環型社会形成推進計画は元号を用いていますが、この計画では西暦です。その辺はどうなのでしょう。

事務局（斎藤環境活動推進グループ参事）

地球温暖化は世界的な問題であり、西暦を使います。

羽田委員

住宅の問題として、最近は北側の窓が小さくなっていて、冬はよいのですが夏の省エネにはどうなのか、何かその辺のデータはありますか。

事務局（斎藤環境活動推進グループ参事）

データについては、難しいですが調べてみます。

中村会長

それでは温暖化対策の計画に関しては、13 頁までという形となりますが、またご意見、ご感想をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、審議にご協力いただきましてありがとうございました。

司会（小檜山企画主幹）

以上をもちまして、本日の環境審議会を終了させていただきます。

長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。